

亀山市告示第 88 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により、地縁による団体の告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成 27 年 4 月 20 日

亀山市長 櫻 井 義 之

- 1 変更があった地縁による団体の名称
加太中在家自治会
- 2 変更があった事項及びその内容
代表者の氏名及び住所
変更前 中澤 廣勝
 亀山市加太中在家 7 2 0 6 番地
変更後 坂 宏雄
 亀山市加太中在家 6 8 7 5 番地
- 3 変更の年月日
平成 27 年 4 月 1 日
- 4 変更の理由
任期満了による